

議案第 3 号

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉審議会条例（平成12年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「心身障害児等」を「障害児」に改める。

第6条第1項の表第2部会の項中「心身障害児等」を「障害児」に、「がん具」を「玩具」に改め、同表第3部会の項を次のように改める。

第3部会	<ol style="list-style-type: none">1 法第27条第6項に規定する措置に関すること。2 法第33条第5項に規定する一時保護の継続に関すること。3 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関すること。
------	---

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、親権者等の意に反する一時保護の継続に関する事項を第3部会の調査審議事項とするため、この条例を制定するものである。